

平成20年第1回
利根町議会定例会会議録 第2号

平成20年3月7日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	能登百合子君	8番	佐々木喜章君
2番	高木博文君	9番	今井利和君
3番	西村重之君	10番	五十嵐辰雄君
4番	白旗修君	11番	会田瑞穂君
5番	守谷貞明君	12番	飯田勲君
6番	高橋一男君	13番	若泉昌寿君
7番	中野敬江司君	14番	岩佐康三君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	井原正光君
総務課長	福田茂君
企画財政課長	秋山幸男君
広域行政推進室長	木村克美君
税務課長	矢口功君
町民生活課長	高野光司君
健康福祉課長	師岡昌巳君
経済課長	石塚稔君
都市建設課長	飯田修君
会計課長	蛭原一博君
教育長	伊藤孝生君
教育委員会事務局長	鬼沢俊一君
水道課長	飯塚正夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	吉浜昇一
書記	弓削紀之
書記	清水敬子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成20年3月7日(金曜日)

午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第1 | 議案第17号 | 平成19年度利根町一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第2 | 議案第18号 | 平成19年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第3 | 議案第19号 | 平成19年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第4 | 議案第20号 | 平成19年度利根町介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第5 | 議案第21号 | 平成19年度利根町水道事業会計補正予算(第4号) |
| 日程第6 | 議案第23号 | 利根町民すこやか交流センターの指定管理者の指定について |
| 日程第7 | 議案第26号 | 平成20年度利根町一般会計予算 |
| 日程第8 | 議案第27号 | 平成20年度利根町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第28号 | 平成20年度利根町老人保健特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第29号 | 平成20年度利根町公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第30号 | 平成20年度利根町営霊園事業特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第31号 | 平成20年度利根町介護保険特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第32号 | 平成20年度利根町介護サービス事業特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第33号 | 平成20年度利根町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第34号 | 平成20年度利根町水道事業会計予算 |
| 日程第16 | 休会の件 | |

1. 本日の会議に付した事件

- | | |
|-------|--------|
| 日程第1 | 議案第17号 |
| 日程第2 | 議案第18号 |
| 日程第3 | 議案第19号 |
| 日程第4 | 議案第20号 |
| 日程第5 | 議案第21号 |
| 日程第6 | 議案第23号 |
| 日程第7 | 議案第26号 |
| 日程第8 | 議案第27号 |
| 日程第9 | 議案第28号 |
| 日程第10 | 議案第29号 |
| 日程第11 | 議案第30号 |

日程第12 議案第31号
日程第13 議案第32号
日程第14 議案第33号
日程第15 議案第34号
日程第16 休会の件

午前10時00分開議

議長（岩佐康三君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長（岩佐康三君） 日程第1、議案第17号 平成19年度利根町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第17号 平成19年度利根町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第2、議案第18号 平成19年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第18号 平成19年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第3、議案第19号 平成19年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第19号 平成19年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第4、議案第20号 平成19年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第20号 平成19年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第5、議案第21号 平成19年度利根町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第21号 平成19年度利根町水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第6、議案第23号 利根町民すこやか交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第23号 利根町民すこやか交流センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第7、議案第26号 平成20年度利根町一般会計予算を議題といたします。

企画財政課長より、歳入及び歳出について補足説明を求めます。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第26号 平成20年度利根町一般会計予算について、補足してご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、3ページをお願いいたします。

款1 町税につきましては16億9,643万9,000円で、前年度と比較しますと561万5,000円の減額となります。

この減額の主な理由は、項1 町民税で、納税者の減少によるもの、及び項2 固定資産税で、家屋の新築増築分の増加によりまして増がございましたが、土地の地価公示価格の下落による減額が大きかったことにより減額となったものでございます。

次に、款2 地方譲与税は、前年度と同額の1億800万円を計上してございます。こちらにつきましては、前年度の決算見込み等を参考にして算出してございます。

続きまして、款3 利子割交付金では、前年度と比較いたしまして300万円の増の1,200万円を計上してございます。これは算出基礎となる県予算の増に伴うものでございます。

款4 配当割交付金は、前年度と比較しまして500万円増の1,300万円を計上してございます。この理由でございますが、算出基礎の県予算の増によるものでございます。

次に、款5 株式等譲渡所得割交付金でございますが、前年度と比較しまして500万円の減で、600万円を計上してございます。これにつきましても、県予算の減額により算出してございます。

次のページをお願いいたします。

款6 地方消費税交付金は、予算額1億円で、前年度と比較いたしまして2,000万円の減額でございます。この主な理由でございますが、前年度の決算見込みによりまして、見込

みを算出したものでございます。

款7自動車取得税交付金で、前年度より300万円減の4,700万円の計上となっております。自動車取得税の一部が道路延長及び面積の比率により交付されるもので、前年度の決算見込み等から算出したものでございます。

続きまして、款8地方特例交付金は、前年度と比較しまして300万円の増で700万1,000円の計上でございます。この増額の主な理由は、恒久的減税の地方税の減収分の一部を補うために交付されるもので、決算額の見込みより算定したものでございます。

款9地方交付税で、前年度より、率にしまして3.5%、5,000万円の増で、予算額14億4,000万円を計上してございます。平成20年度の地方財政計画におきまして、前年度と比較いたしまして1.3%増という計画が示されたことによる伸び等を考慮したもので、内訳といたしましては、普通交付税が前年度と比較して5,000万円の増で14億円、特別交付税が前年と同額の4,000万円を見込んだものでございます。

次の款10交通安全対策特別交付金は、前年度と同額を見込みました。

款11分担金及び負担金は、前年度より1,532万4,000円の減額の4,626万5,000円を計上いたしました。この減額の理由は、農林水産業費負担金で、事業の終了によるものと児童福祉費負担金で、児童数の減少により減額になったことによるものでございます。

款12使用料及び手数料は、前年度より377万7,000円の増額を見込みました。これはごみ袋販売につきまして、委託手数料を差し引きまして予算計上をしておりましたが、平成20年度から、委託手数料を差し引かずに予算に計上したことに伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

款13国庫支出金につきましては、前年度と比較しますと2億1,968万1,000円の大幅な増額になりました。これは押付地区の高規格堤防整備事業及び上曽根運動公園整備事業で、家屋及び立ち木の移転補償費2億1,750万円を見込んだことによるものでございます。

款14県支出金は、前年度と比較しますと1,204万4,000円の増を見込んでございます。この主な理由でございますが、項1県負担金で、後期高齢者医療費負担金の保険基盤安定負担金が創設されたこと、それと項3県委託金で、税源移譲に伴う年度間の所得変動の減額措置のための県委託金の歳入を見込んだものでございます。

款15財産収入は、前年度と比較しまして408万円の増を見込んでございます。これは基金の運用の利子を見込んだものでございます。

次の款17繰入金は、前年度と比較しますと23.3%、1億6,119万2,000円の減額で、特定目的基金である各種事業の実施に充てるため、環境施設整備基金、義務教育施設整備基金などで4億6,849万7,000円の繰り入れをしております。また、特定目的基金繰り入れ後の財源不足につきましては、財政調整基金から6,108万9,000円の繰り入れをいたしました。

6ページをお願いいたします。

款18繰越金は1億円で、前年度と同額を計上してございます。

款19諸収入につきましては、前年度より354万5,000円の減額で、主に雑入の工作物移転補償料で、防火水槽移転補償が完了したことに伴うものでございます。

款20町債については、前年度と比較しますと1,300万円の減額でございます。この減額の理由は、道路整備事業債で、ふるさと農道整備事業が平成19年度で終了となったことによるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

款1議会費につきましては、前年度と比較して66万5,000円の減額でございます。こちらにつきましては、議会活動費が主なものでございます。

次に、款2総務費につきましては、予算額8億686万3,000円で、前年度と比較しまして2,358万2,000円の増になってございます。これは項1総務管理費で、老朽化したしました庁舎内の電話交換機設備工事、デマンド型乗合タクシー運行業務委託事業、項2町税費で、収入でもご説明申し上げましたが、税源の移譲による年度間の所得変動に伴う減額措置にかかる個人町民税の還付金を計上いたしましたことから、他科目で減額もございましたが、差し引きで増になったものでございます。

款3民生費につきましては、前年度と比較いたしまして6,431万9,000円の減額でございます。この主な理由でございますが、項1社会福祉費で、平成20年4月から、高齢者医療の確保に関する法律の施行に伴い、後期高齢者医療制度が新たに創設されることから、老人保健特別会計繰出金が減額になりました。また項2児童福祉費で、保育所入所児童の人数の減少により保育所委託料が減額になったことから、他の科目で増の要因もございましたが、全体として減額となっております。

款4衛生費につきましては、前年度と比較しますと3,301万9,000円の減額になりました。この主な理由でございますが、項1保健衛生費で、先ほど申し上げました医療制度の改正により、今までの住民基本健診等の健康審査が、国民健康保険者が行う特定健康審査及び特定健康指導に移行することによるもの、及び項2清掃費でじんかい処理場関連の負担金が減額になったことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

款5農林水産業費につきましては、前年度と比較しますと4,779万5,000円の減額でございます。

この主な理由でございますが、項1農業費で、生産調整推進対策事業達成者補助金、また、利根東部地区湛水防除事業負担金及び利根北部地区基盤整備事業につきましては、調査が完了したこと等によりまして負担金等が減額になったことによるものでございます。

次に、款6商工費は、前年度と比較しますと236万2,000円の減額で、この減額につきましては、主に人件費の減によるものでございます。

款7土木費につきましては、前年度と比較しますと2億3,473万7,000円の増となってご

ざいます。

この主な理由は、先ほど歳入でもご説明申し上げましたが、項3河川費で、国土交通省が施行いたします高規格堤防整備事業に伴う家屋、立ち木の移転補償費、それと項4都市計画費の上曽根運動公園整備工事等によるものでございます。

款8消防費につきましては、前年度と比較しますと、4,892万2,000円の増額になってございます。この主な理由でございますが、稲敷広域市町村圏事務組合消防負担金と、消防ポンプ自動車購入費を計上したことにより増額となったものでございます。

款9教育費でございますが、前年度と比較しますと8,472万6,000円の減額となっております。

この主な理由でございますが、項2小学校費で、小学校の統合によりまして運営費などが減額になったこと、項4社会教育費で、利根町公民館の外装外構及び屋根防水工事の完了によるものでございます。

款10公債費につきましては、前年度と比較いたしますと453万3,000円の減額でございます。

この主な理由でございますが、平成16年度から平成18年度までの臨時財政対策債の元金償還によります増がございましたが、一方で、昭和57年度新館中学校用地取得借り入れ分の償還の終了、また、小学校統合による東文間小学校校舎新築借り入れ分の繰り上げ償還による減額があったことによるものでございます。

款11諸支出金では、前年度と比較いたしますと528万4,000円の増額でございます。これは基金の管理運用といたしまして、利子の積み立てを計上したものでございます。

款12予備費につきましては、前年度と同額の500万円を計上してございます。

次の10ページでございますが、第2表、債務負担行為でございます。公用車リース事業が2点ございます。債務負担の期間、限度額につきましては記載のとおりでございます。

次に、第3表の地方債でございます。臨時財政対策債につきましては、平成20年度の国の地方財政計画におきまして減になっている関係で、借り入れ限度額を1億9,800万円とするものでございます。

続きまして、消防施設整備事業費につきましては、先ほども申し上げましたが、消防ポンプ自動車の購入に伴い借り入れをするものでございます。この限度額の合計は2億1,310万円で、前年度と比較して1,300万円の減額でございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては記載のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

これから本案の款項に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本件については、議長を除く全議員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認め、議長を除く全議員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、付託することに決定いたしました。

全員協議会室で予算審査特別委員会を開催いたしますのでお集まりください。

暫時休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時32分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に予算審査特別委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われました。

臨時委員長から互選結果の報告を求めます。

臨時委員長白旗 修君。

〔予算審査特別委員会臨時委員長白旗 修君登壇〕

予算審査特別委員会臨時委員長（白旗 修君） ただいま予算審査特別委員会におきまして正副委員長の互選を行いました。その結果をご報告いたします。

委員長には、若泉昌寿副議長、副委員長に、五十嵐辰雄総務常任委員長が決定いたしました。

以上、ご報告をいたします。

議長（岩佐康三君） 報告が終わりました。

ここで正副委員長のあいさつをお願いいたします。

まず、予算審査特別委員会委員長若泉昌寿君。

〔予算審査特別委員会委員長若泉昌寿君登壇〕

予算審査特別委員会委員長（若泉昌寿君） ただいま特別予算委員長にご推薦いただきました若泉昌寿でございます。

利根町におかれましては、これまでの予算に関しまして、各常任委員会、その所轄の方だけ審議してまいりました。しかしながら、今回、特別予算委員会設置されまして、我々13名の委員が全予算に関しまして審議することができました。

そういうことで、これからは予算を我々から十までチェックいたしまして、町民の皆様がこの予算がよりよい予算になるように、そして利根町の住民の皆様のご幸せになるように、我々13名一生懸命やっていきたいと思っておりますので、皆さん、どうぞよろしく願います。

以上です。

失礼しました。正式の私の役職は、予算審査特別委員会委員長でございますので、どう

も失礼いたしました。

議長（岩佐康三君） 次に、予算審査特別委員会副委員長五十嵐辰雄君。

〔予算審査特別委員会副委員長五十嵐辰雄君登壇〕

予算審査特別委員会副委員長（五十嵐辰雄君） ただいま予算審査特別委員会の副委員長に推薦されました五十嵐辰雄でございます。

若泉委員長を補佐しまして、予算審査を、厳正公正に、開かれた予算ということで審査をしますので、よろしく願いいたします。

議長（岩佐康三君） あいさつが終わりました。

特別委員会の日程は、お手元に配付の委員会日程案のとおりです。

十分なる審査の上、来る3月27日の本会議に審査結果を報告されるようお願いいたします。

議長（岩佐康三君） 日程第8、議案第27号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計予算から日程第15、議案第34号 平成20年度利根町水道事業会計予算までの8件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第8、議案第27号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計予算から日程第15、議案第34号 平成20年度利根町水道事業会計予算までの8件を一括議題といたします。

各所管課長より補足説明を求めます。

まず、議案第27号、議案第28号、議案第30号及び議案第33号について、町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、議案第27号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

初めに、事業勘定からご説明させていただきます。

平成20年度の歳入歳出総額は19億4,653万2,000円の予算計上となっております。前年度と比較しますと5,576万6,000円の減、率にしまして2.8%の減であります。

それでは、3ページをお開きいただきたいと思います。

款1国民健康保険税につきましては6億1,032万9,000円の予算計上となっております。前年度と比較しますと3,197万8,000円の減、率にしますと5%の減となっております。

主な内容につきましては、一般被保険者国民健康保険税において、制度改正により、75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したため減となっております。その反面、退職者被保険者等の65歳から75歳未満の被保険者が一般被保険者に移行したことから、そ

の分移行分がふえております。

また、課税につきましては、医療給付費及び介護給付費に加えて、新たに後期高齢者支援金として課税するものであります。これにより、前年度と比較しますと7,778万2,000円の増でありまして、率にしますと18.4%の増となっております。

一方、退職被保険者等国民健康保険税につきましては、前年度と比較しますと1億976万円の減額であります。率にして50.1%の減であります。これは先ほど言いましたとおり被保険者が移行したための減額であります。

次に、款2使用料及び手数料につきましては、17万3,000円の予算計上でありまして前年同額であります。

款3国庫支出金、項1国庫負担金につきましては3億7,587万4,000円の予算計上となっております。前年度と比較しますと2,416万円の増、率にして6.9%の増であります。これは一般被保険者の療養給付費の34%が国から交付されるものでありまして、医療給付費が伸びたことから療養給付費等負担金が増額となったものであります。

また、高額医療共同事業負担金といたしまして、これはレセプト1件当たり80万円の医療費を超えた分に対して、拠出金の4分の1が交付されるものでありまして増額となっております。

特に、特定健診審査等負担金が予算計上となっております。平成20年4月より、特定健診または特定健診保健指導の実施に要する経費が、国より負担金としていただくものであります。

項2国庫補助金といたしまして8,900万円の予算計上であります。前年と比較しますと940万円の増、率にして11.8%の伸びとなっております。これは被保険者の療養給付費の9%が普通調整交付金として国より交付されるものでありまして、医療費が伸びたことによる増であります。

款4療養給付費交付金といたしまして、1億6,900万1,000円の予算計上となっております。前年度と比較しますと3億3,260万9,000円の減、率にして66.3%の減であります。これは、退職被保険者等の療養給付費に対する交付金及び退職被保険者等にかかる老人医療拠出金相当額の減でありまして、退職被保険者が減ったことによるものであります。

新たに、款5といたしまして、前期高齢者交付金といたしまして3億5,000万円の予算計上となっております。これは制度改正により、65歳から75歳未満の前期高齢者については、国保政府管掌健康保険、国民健康保険や保険組合等の被保険者、被用者保険の従来の制度に加えたまま、制度に加入したまま、前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を、各保険者の加入数に応じて調整する仕組みが創設されたことによるものであります。交付金は社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

款6県支出金、項1県負担金といたしまして887万3,000円の予算計上となっております。前年度と比較しますと306万8,000円の増、率にしますと52.9%の増であります。これは国

庫支出金で説明した内容と同様であります。

項 2 県補助金で7,500万円の予算計上でありまして、前年度より1,000万円の増、率にして15.4%の増であります。これは一般被保険者の療養給付費の7%が、県調整交付金として県より交付されるものでありまして、やはり医療費が伸びたことから増額となったものであります。

款 7 高額医療費共同事業交付金で1億5,878万9,000円の予算計上となっております。前年度と比較しますと896万2,000円の増、率にして6%の増であります。主なものは、保険財政共同安定化事業交付金であります。これはレセプト1件当たりの医療費が30万円から80万円未満に対する交付金でありまして、同じく医療費が伸びたことから増額となったものであります。

4 ページをお願いいたします。

款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金といたしまして9,393万2,000円の予算計上となっております。前年度と比較しますと529万円の増、率にして6%の増額であります。これは一般会計から、保険基盤安定分及び職員給与等分、並びに出産育児一時金のルールに基づきましての繰り入れでありまして、主なものは職員数の増による増額であります。

項 2 財政調整基金繰入金といたしまして、科目のみの計上となっております。前年度と比較しますと1億1,201万円の減額であります。

款 9 繰越金で1,300万1,000円の予算計上となっております。前年度と比較しますと800万円の増、率にして160%の増であります。これは前年度繰越金で、前年度の実績を勘案して計上したものであります。

款10諸収入で255万9,000円の予算計上となっております。前年度と比較しますと195万円の増となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

款 1 総務費で5,033万4,000円の計上であります。前年度と比較しますと462万円の増、率にして10.1%の増であります。これは職員の増によるものであります。

款 2 保険給付費で12億2,709万円の予算計上となっております。前年度と比較しますと1億1,504万8,000円の減、率にして8.6%の減であります。これは前年度の予算において、医療費が多く伸びると予測いたしまして予算計上したことによる減額であります。

款 3、これは新設でありまして、後期高齢者支援金等で2億3,171万4,000円の予算計上となっております。これは国保被保険者、0歳から75歳までですけれども、後期高齢者にかかる医療費負担約4割であります。社会保険診療支払基金を通じて後期高齢者医療広域連合に交付されるものであります。

同じく新たに款 4 といたしまして、前期高齢者納付金等で8万円の予算計上となっております。内容につきましては、歳入でもご説明しましたとおり、保険者間の不均衡を各保険者の加入数に応じて調整する制度であります。予算につきましては、事務費拠出金であ

りまして、納付金につきましては科目のみの計上となっております。

款5 老人保健拠出金で5,747万1,000円の予算計上であります。前年度と比較しますと2億1,684万4,000円の減、率にして79%の減となっております。これは国保被保険者の老人保健該当者にかかる医療費拠出分でありまして、平成20年度から、老人医療制度が後期高齢者医療制度に移行することから、平成20年3月分の医療費に対する拠出金であります。

6ページ、お願いいたします。

款6の介護納付金といたしまして1億4,897万6,000円の予算計上となっております。前年度と比較しますと108万2,000円の減、率にして0.7%の減であります。これは介護保険第2号被保険者、国保加入者の40歳から64歳までですけれども、その介護納付金であります。

款7 共同事業拠出金で1億7,643万7,000円の予算計上でありまして、前年度より2,357万5,000円の増、率にして15.4%であります。これは高額医療費に対する拠出金でありまして、高額医療費が伸びることから増額にするものであります。

款8 保健事業費で1,904万8,000円の予算計上となっております。前年と比較しますと1,080万6,000円の増であります。率にして131.1%の増、これは特定健康審査事業でありまして、高齢者の医療の確保に関する法律において、生活習慣病予防について保険者の役割が明確化され、平成20年4月より、特定健診及び特定保健指導の実施経費を予算計上したため増額となったものであります。

款9 基金積立金につきましては科目のみの計上となっております。

款10 諸支出金で250万3,000円の予算計上であります。前年と同額でありまして、これは一般被保険者及び退職被保険者にかかる保険税の還付金であります。

款11 予備費で3,287万8,000円の予算計上でありまして、前年と比較しますと641万3,000円の増、率にして24.2%の増となっております。これにつきましては、保険給付費の約2.7%を予算計上してございます。

続きまして、施設勘定についてご説明申し上げます。

32ページをお願いいたします。

平成20年度の歳入歳出総額は1億129万8,000円の予算計上となっております。前年度と比較しますと833万4,000円の減、率にして7.6%の減であります。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

款1 診療収入につきましては8,907万5,000円の計上で、前年度と比較しますと267万7,000円の減、率にして2.9%の減であります。これは受診者の減によるものであります。また、平成20年4月より、老人保健制度が後期高齢者医療制度に移行することから、新たに後期高齢者診療報酬収入が加わったものであります。

款2 介護サービス収入といたしまして132万1,000円の予算計上となっております。これは介護保険対象者に対する介護給付費収入でありまして、前年同額であります。

款 3 使用料及び手数料につきましては30万円の予算計上となっております、ほぼ前年同額予算となっております。

款 4 繰入金といたしまして678万7,000円の計上であります。これは財政調整を図るため財政調整基金を取り崩すものであります。また前年度と比較しますと723万7,000円の減となっております。これは診療所建設費の償還金を一般会計から繰り入れておりましたが、前年度において償還が完了したため減額となったものであります。

款 5 繰越金といたしましては科目のみの計上ということでございます。

款 6 の諸収入につきましては381万4,000円の予算計上となっております。前年度と比較しますと139万円の増、主なものは個人予防接種料であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

次のページの33ページお願いいたします。

款 1 の総務費で6,654万8,000円の予算計上でありまして、前年度より228万1,000円の減、率にして3.3%の減であります。これは人件費と維持管理費の減によるものであります。

款 2 医業費で3,374万9,000円の予算計上であり、前年度より133万2,000円の増、率にして4.1%の増であります。これは医療用の酸素濃縮機等の賃借料の増によるものであります。

続きまして、款 3 基金積立金及び款 4 の予備費につきましては前年同様でございます。

事業勘定及び施設勘定につきましては以上でございます。

続きまして、議案第28号 平成20年度利根町老人保健特別会計予算について、ご説明申し上げます。

平成20年度より、医療制度改革により、老人医療制度が後期高齢者医療制度に移行することから、老人保健特別会計につきましては、平成19年度の清算に伴う予算でありまして、平成20年3月診療分の1カ月の医療費に対する予算を計上いたしました。

歳入歳出の予算総額といたしまして1億3,356万8,000円、前年度と比較しますと11億7,529万5,000円の減額であります。率にしますと89.8%の減であります。

それでは、初めに歳出の方からご説明いたしますので、3ページお開きいただきたいと思います。

款 1 医療諸費で1億3,222万5,000円の予算計上であります。前年度より11億6,381万2,000円の減、これは先ほど言いました3月分の医療給付費等によるものであります。

続きまして、款 2 諸支出金、項 1 償還金といたしまして10万1,000円の予算計上あります。

また、項 2 の繰出金につきましては、科目のみの計上であり、いずれも前年と同様の予算計上となっております。

また、款 3 予備費につきましては124万1,000円の予算計上となっております。これにつきましては、医療給付費の1%を予算計上したものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

ただいま歳出でご説明申し上げました医療給付費の財源といたしまして、まず款1の支払基金交付金といたしまして6,304万3,000円の予算計上となっております。前年度と比較しますと5億5,502万9,000円の減、これは医療給付費の約50%が支払基金から交付されるものであります。

款2国庫支出金で4,172万3,000円の予算計上でありまして、前年度と比較しますと3億6,716万8,000円の減、これは医療給付費の約33.3%が国の公的負担金として交付されるものであります。

款3県支出金といたしまして1,097万7,000円の予算計上であります。前年度と比較しますと9,659万4,000円の減、これも医療給付費等の8.33%が公的負担金として県から交付されるものであります。

款4繰入金といたしまして1,782万円の予算計上となっております。前年度と比較しますと1億5,650万4,000円の減、これは医療給付費の8.33%の公的負担分と財政調整する財源として一般会計から繰り入れるものであります。

款5の繰越金及び款6の諸収入につきましては、科目のみの計上となっております。

以上でございます。

続きまして、議案第30号 平成20年度利根町営霊園事業特別会計予算について、補足してご説明申し上げます。

平成20年度の歳入歳出総額は908万6,000円の予算計上であります。前年度と比較しますと2,120万1,000円の減、率にして70%の減となっております。

それでは、歳入についてご説明申し上げますので、2ページをお開きいただきたいと思います。

款1の使用料及び手数料、項1の町営霊園使用料といたしまして908万4,000円の予算計上となっております。前年度と比較しますと419万9,000円の増、率にして85.6%の増であります。これは空き区画がありまして、12区画分の永代使用料といたしまして420万円、また、全区画であります1,199区画分の管理料の488万4,000円を予算計上したものであります。

款2の繰越金につきましては科目のみの計上ということでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

款1霊園事業費であります。898万6,000円の予算計上でありまして、前年度と比較しますと2,120万1,000円の減、これは前年度に行われました大規模改修及びトイレ改修工事が終了したことによる減額であります。

款2の予備費につきましては10万円を予算計上してございます。

以上でございます。

続きまして、議案第33号 平成20年度利根町後期高齢者医療特別会計予算について、補

足ご説明申し上げます。

平成18年6月に、健康保険法の改正に伴い、平成20年4月1日から、新たに後期高齢者医療制度が創設されました。これにより75歳以上の後期高齢者が後期高齢者医療制度に移行することになり、運営につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合が行うものであります。町の事務といたしましては、保険料の徴収や各申請及び届け出の受け付け、保険証の引き渡しなどの窓口業務を行うものでありまして、そのための経費を予算計上したものであります。

それでは、予算歳入歳出総額は2億3,578万9,000円であります。

2ページお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

款1 後期高齢者医療保険料といたしまして1億1,040万7,000円の予算計上となっております。これは後期高齢者医療広域連合の試算によりまして保険料であります。均等割額3万7,462円、所得割といたしまして7.6%で算定したものであります。被保険者数は1,904人を想定して予算計上してございます。

款2の使用料及び手数料につきましては科目のみの計上となっております。

款3 繰入金で1億2,413万9,000円の予算計上となっております。これは一般会計から後期高齢者医療分の公費負担といたしまして9,515万8,000円、また事務費分といたしまして1,129万6,000円、保険基盤安定化分として1,768万5,000円の、ルールに基づきましての繰り入れであります。

続きまして、款4 諸収入、項1 延滞金加算金及び過料につきましては、科目のみの予算計上となっております。

また、項2の雑入で123万9,000円の予算計上につきましては、広域連合から後期高齢者の健康業務を行うための健診料として入っております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

款1 総経費で1,243万4,000円の予算計上となっております。これは窓口業務に必要な経費を計上してございます。主に啓発用のパンフレット購入代、被保険者の保険料の郵送代、後期高齢者の健診委託料、また後期高齢者医療共通経費の負担金、これは広域連合の事務費負担金等の経費を計上しております。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして2億2,325万5,000円の予算計上をしております。これは後期高齢者医療保険料といたしまして1億1,040万9,000円、市町村公費負担金といたしまして9,515万9,000円、基盤安定化分、低所得者に対する軽減分でありまして1,768万6,000円、広域連合にそれぞれ納付するものであります。

続きまして、款3の予備費といたしまして10万円を予算計上しております。

町民生活関係の予算につきましては以上でございます。

議長（岩佐康三君） 暫時休憩をいたします。

午前 11 時 07 分休憩

午前 11 時 19 分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第29号について、都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） それでは、議案第29号 平成20年度利根町公共下水道事業特別会計予算につきまして、補足してご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

第2表の地方債でございます。

初めに、公共下水道事業3,860万円につきましては、昨年に引き続きまして、羽根野地区の污水管渠敷設工事を実施いたしますことから、工事費の約半額に当たります2,300万円、これと平成21年度に污水管渠敷設工事を予定していますところの実設計分といたしまして1,560万円、合わせまして3,860万円を借り入れ限度額として設定するものでございます。

また、流域下水道事業につきましても、利根浄化センター内の水処理施設の増築、また改築分負担金といたしまして260万円を借り入れするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、歳入につきまして、下の事項別明細書、総括でご説明申し上げたいと思います。

款1 分担金及び負担金で、本年度予算額750万3,000円の計上となっております。前年度とほぼ同額となっております。これは受益者負担金と龍ヶ崎の南が丘団地分の下水道使用料といたしまして、龍ヶ崎市からの維持管理負担金でございます。

款2の使用料及び手数料といたしまして、本年度予算額1億7,926万円の収入を見込んでございます。これは下水道の使用料でございます。これにつきましても前年度とほぼ同額となっております。

款3 国庫支出金ですけれども、本年度予算額2,400万円、前年度と比較いたしますと45%の増となっております。これは前年度に引き続きまして工事を行います羽根野地区の国庫補助金でございます。

款4 繰入金でございますが、本年度予算額1億26万7,000円の計上となっております。前年度と比較いたしますと47.4%の減となっております。内訳ですが、一般会計からの繰入金が8,230万5,000円、下水道基金からの繰入金2,000万円、合わせまして1億26万7,000円となっております。

続きまして、款5の繰越金といたしまして、前年度と同額の100万円を計上してございます。

款6 諸収入につきましては、下水道料金の督促手数料でございまして10万円を計上させていただきます。

款7 町債におきまして、本年度予算額4,120万円を計上させていただきますが、これは先ほど第2表の地方債で説明したとおりでございます。

歳入合計といたしましては、本年度予算額3億5,333万円、前年度と比較いたしますと1,416万8,000円の減、率にいたしまして4%の減となっております。

続きまして、歳出ですけれども、款1 下水道費といたしまして本年度予算額1億8,596万8,000円の計上となっておりますが、前年度と比較いたしますと776万6,000円の減、率にいたしまして4%の減となっております。

主な事業といたしましては、羽根野地区污水管渠敷設工事と、次年度、平成21年度に工事を予定しているところの実施設計、これは羽根野地区ですけれども、これと浄化センター周辺地区環境整備事業でございます。

款2の公債費ですけれども、本年度予算額1億6,636万2,000円の計上でございます。前年度と比較いたしますと3.7%の減となっております。

款3の予備費につきましては、前年同額の100万円を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第31号及び議案第32号について、健康福祉課長師岡昌己君。

〔健康福祉課長師岡昌己君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌己君） それでは、議案第31号 平成20年度利根町介護保険特別会計予算につきまして、補足してご説明申し上げます。

この特別会計は、介護認定事務介護サービス給付費、及び地域支援事業費等の介護保険事業運営を行うための予算でございます。

歳入歳出それぞれの総額は9億1,549万円で、前年度と比較いたしますと8,782万1,000円、率にしまして10.6%の増額となっております。

まず、歳入につきまして2ページをお願いいたします。

款1 介護保険料で1億7,057万2,000円の計上でございます。これは65歳以上の介護保険料で、前年度と比較しますと1,678万3,000円、率にしまして10.9%の増でございます。第1号被保険者の増加に伴いまして増額を見込んでございます。

款2の使用料及び手数料は科目の設定でございます。

款3 国庫支出金でございますが、合計で2億749万円、前年度と比較しますと1,964万9,000円、率にして10.5%の増でございます。

主な理由につきましては、介護サービスの利用による保険給付費で増額が見込まれるものでございます。また負担割合でございますが、居宅介護に關します保険給付に見合う国

庫負担分は20%、施設介護サービス給付費に見合う国負担分は15%でございます。また、地域支援事業交付金でございますが、そのうち介護予防事業にかかわる負担分が25%、包括的支援事業及び任意事業の負担分が40.5%となっております。

次に、款4支払基金交付金につきましては、前年度に比較しますと2,790万7,000円、率にしまして11.2%の増額でございます。保険給付費の増によるものでございます。なお負担割合でございますが、保険給付費に見合う部分については31%の負担でございます。地域支援事業にかかるものにつきましては、介護予防事業についてのみ31%の負担でございます。

款5県支出金でございますが、合計で1億3,038万7,000円、前年度に比較しまして1,306万3,000円、率にしまして11.1%の増となっております。この主な理由でございますが、国庫支出金と同様、保険給付費の増によるものでございます。

なお、負担割合でございますが、居宅介護サービス給付費につきましては12.5%、施設介護サービス給付費につきましては17.5%でございます。地域支援事業に関しましては、介護予防につきまして12.5%、包括的支援事業及び任意事業につきましては20.25%という負担割合でございます。

款6繰入金でございますが、合計で1億3,035万8,000円、前年度に比較いたしますと1,048万2,000円、率にして8.7%の増となっております。同じく保険給付費の伸びによるものでございます。

負担割合につきましては、介護給付費につきましては12.5%、また地域支援事業等に関しましては、県の負担と同額でございます、同じ割合でございます。

款7繰越金及び款8諸収入につきましては科目の設定でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費でございますが、前年度に比較しますと46万8,000円の減でございます。需用費等及び認定審査会共同設置負担金が減額となっております。

款2の保険給付費につきましては、合計で8億8,833万1,000円、前年度に比較しますと1億8,880万8,000円、率にしまして11.1%の増でございます。

主な理由でございますが、特に地域密着型介護サービス、グループホームですね、及び施設介護サービス、それから特例居宅介護サービスの需要が伸びており、今後の介護サービス利用の増が見込まれることから、保険給付費の増を見込んだものでございます。

款3地域支援事業でございますが、これはこのままにしておくと介護状態に陥ってしまう特定高齢者、虚弱高齢者や一般の高齢者に対しまして、介護予防事業、運動機能向上、あるいは栄養向上、口腔機能向上、認知症予防事業等を行う経費、それと地域包括支援センターの運営に関する事業費を計上してございます。前年度に比較して50万7,000円の減額となっております。

款 4 財政安定化基金拠出金、款 5 基金積立金は科目の設定をしてございます。

款 6 諸支出金は、介護保険料の還付金の計上や、国庫支出金などの返還のため等の科目設定をしてございます。

款 7 予備費につきましては、前年同様の300万円の計上でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第32号 平成20年度利根町介護サービス事業特別会計予算につきまして、補足してご説明申し上げます。

この特別会計につきましては、平成19年度までは、デイサービス事業及び介護保険の要支援者の民間業者へのケアプラン作成業務委託等について計上してございましたが、デイサービス事業が平成19年度で廃止となるため、介護保険の要支援者への民間業者に対するケアプラン作成業務委託と、同プラン作成のための介護支援専門員の臨時職員雇用にかかる経費について計上してございます。そのため前年度と比較しますと大幅な予算の減となっております。

歳入歳出の総額は、それぞれ463万2,000円となっております。前年度と比較しますと4,139万2,000円の減額でございます。

それでは、2ページをお開き願います。

まず、歳入につきまして、款 1 サービス収入、項 1 介護給付費収入として405万1,000円の計上でございます。これは介護保険の要支援者のケアプランの作成によるケアマネジメント費収入でございます。

項 2 の自己負担金収入は、科目の設定でございます。

次に、款 2 繰入金、項 1 一般会計繰入金でございますが、これはサービス収入で不足する額57万8,000円を一般会計から繰り入れするものでございます。

款 3 繰越金につきましては科目の設定をしてございます。

次に、歳出でございますが、款 1 サービス事業費、項 1 居宅介護予防支援事業費で463万1,000円を計上してございます。これは介護保険の要支援者のケアプラン作成のために、包括支援センターに臨時職員として介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーを1名雇用する費用、並びに同プランを民間事業者に作成委託する経費等について計上してございます。

款 2 諸支出金につきましては科目の設定をしてございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第34号について、水道課長飯塚正夫君。

〔水道課長飯塚正夫君登壇〕

水道課長（飯塚正夫君） それでは、議案第34号 平成20年度利根町水道事業会計予算について、補足説明いたします。

1ページをお開きください。

初めに、3条予算の収益的収入及び支出であります。収入は4億3,617万4,000円です。前年と比較しますと339万4,000円の増となっております。営業収益は減でございますが、営業外収益の受取利息が、前年度1,000円に對しまして925万9,000円の増となっております。

次に、支出でございますが3億7,524万9,000円です。前年と比較しますと886万6,000円の減となっております。これは修繕費等が少なくなったことからであります。

続きまして、4条予算でございますが、資本的収入及び支出の収入であります。一般会計からの消火栓設置、新規分です。8基の負担金で800万円となっております。

次に、支出ですが1億3,048万4,000円です。前年と比較しますと1,961万6,000円の増となっております。これは建設改良費で、石綿セメント管布設替え、あとは消火栓の設置工事等を計画しております。

支出に對しまして収入が1億2,248万4,000円不足しておりますが、それぞれの補てん財源で補てんしております。

以上です。

議長（岩佐康三君） 以上で、議案第27号から議案第34号までの説明が終わりました。

これから款項に對する質疑を行います。

まず、議案第27号に對する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第28号に對する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第29号に對する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第30号に對する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第31号に對する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第32号に對する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第33号に對する質疑を行います。

12番飯田 勲君。

〔12番飯田 勲君登壇〕

12番（飯田 勲君） 議案第33号の件につきまして、1点聞かせていただきます。

平成20年度から、高齢者医療が前期高齢者と後期高齢者に分かれるわけでございますが、この後期高齢者医療保険の件なんです。医療保険料になっていますね、どうして料なのか、同じ医療保険、国民健康保険の場合は税であります。国民健康保険が税でありながら、

高齢者医療保険は料であるということ、どうしてなのか、その点を聞かせていただきます。また料と税でどう違うのか。それから料にすると滞納が若干ふえるのではないかと私は推測をするわけですが、その辺の見通しをお伺いします。

以上です。

議長（岩佐康三君） 飯田 勲君の質疑に対する答弁を求めます。

町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、飯田議員の質問にお答え申し上げます。

税と料の違いということでございますけれども、条例改正等にも言いましたけれども、法律が制度が改正になりまして、それで国の方でも、新たに後期高齢者医療制度という形で制定されたということで、国の法律並びに県の条例、広域連合の条例という形で、町においても条例という形で制定しましたけれども、それは国の、これ全国どこでも同じですけれども、料として予算計上並びに条例を制定するというところでございます。

あと、滞納がふえるということですが、これはご存じのとおり、特別徴収ということで、年金をもらっている方は年金から徴収するというところでございます。また年金が18万円以下の方は普通徴収、並びに介護保険と後期高齢の保険が年金額の2分の1を超える場合は普通徴収ということですので、ほとんどが年金から徴収されるということで収納率がアップするのだろうなと思います。

要するに、この制度自体が料でございまして、先ほど言いました滞納金がふえるということですが、先ほど言いましたとおり税で特別徴収で収納するので、ほとんど社会保険庁の方から差し引いて広域連合の方に入るということでございます。

あと、滞納の、普通徴収に対することですが、これは大体制度として見れば介護保険と同じだと理解していただくと助かります。介護保険も料でございまして、同じような制度で、税は滞納額というか、5年で法律上切れませんが、料は2年で期限が切れるということですが、ですから2年の間に、普通徴収の方については、我々今度税と違いますから、町民生活課の職員が普通徴収という形で徴収をするということで、滞納の方についても我々町民生活の職員がお願いするというところでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） そのほか質疑はございませんか。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第34号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第27号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計予算から日程第15、議案第34号 平成20年度利根町水道事業会計予算までの8件は、お手元

に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

各常任委員会の日程は、お手元に配付の委員会日程案のとおりでございます。

各委員会とも十分なる審査の上、来る3月27日の本会議に報告されるようお願いいたします。

議長（岩佐康三君） 日程第16、休会の件を議題といたします。

あす3月8日から3月9日までの2日間は、議案調査のため休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認め、明日3月8日から3月9日までの2日間は議案調査のため休会とすることに決定いたしました。

議長（岩佐康三君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回3月10日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでございました。

午前11時47分散会